ドメスティック・バイオレンス（DV）問題法律相談

「DV 問題法律相談希望」と申し込んでください。

電話相談ではありません。

電話で、面談の予約を受け付けます。

（ただし外出ができないなど、特別な事情がある場合は、電話で相談をお受けすることも可能です。）

弁護士が無料で相談に応じます！

（ただし初回のみ無料）

043-306-1847

にお電話を！

予約受付時間 月～金

午前 9:00 ～ 12:00

午後 1:00 ～ 4:00

＊１回目の相談は無料です。同一の問題で２回目以降の相談や事件の受任は有料となります。

＊民事法律扶助制度も利用できます。（法テラスの審査が必要です。）

＊詳しくは、千葉県弁護士会のホームページをご覧下さい。

夫・パートナー・恋人からの暴力で困っていたら

ひとりで悩まないで…

子供のことが心配

どうやって暮らしていけばいいの？

離婚したい

夫の暴力から逃れたい…

別居しても生活費はもらえるの？

保護命令って何？どうすればいいの？

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦・パートナー・恋人間における暴力のことです。
DV は人権侵害です。
「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」が平成 13 年 10 月から施行されています。これまで「夫婦のこと」「家庭に立ち入らない」として放置されてきたこの問題に対し、弁護士が法的なアドバイスをします。

千葉県弁護士会
〒260-0013　千葉市中央区中央４-13-９